

別紙

○ 農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
第1～第3 （略）	第1～第3 （略）
第4 交付申請 1 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出する。 2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長からの前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。 ただし、市町村長が交付の申請をする対象の事業は、実施要綱第2の1の(2)の①のエの漁港区域に係るもの及び実施要綱第2の1の(2)の②に基づいて実施するものとする。 3 （略）	第4 交付申請 1 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長） <u>（以下「地方農政局長等」という。）に提出する。その提出部数は、正副2部とする。</u> 2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長からの前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。 ただし、市町村長が交付の申請をする対象の事業は、 <u>実施要綱第2の1の(2)の①のエの公害防止計画（環境基本法（平成5年法律第91号）第17条の規定により作成したもの）に基づいて実施するもの</u> 、実施要綱第2の1の(2)の①のエの漁港区域に係るもの及び実施要綱第2の1の(2)の②に基づいて実施するものとする。 3 （略）
第5 （略）	第5 （略）
第6 交付金の交付決定 <u>1 農林水産大臣は、第4第2項の規定による依頼を受け、適正化法第6条第1項及び第3項並びに第8条の規定により農山漁村地域整備交付金の交付を決定する場合には、地方農政局長等に通知する。</u> <u>2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。</u>	第6 交付金の交付決定 農林水産大臣は、第4第2項の規定による依頼を受け、適正化法第6条第1項及び第3項の規定により農山漁村地域整備交付金の交付を決定する場合には、地方農政局長等に通知する。 <u>（新設）</u>
第7 交付申請の取下げ <u>1 都道府県知事及び市町村長は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に取下げ理由を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。</u> <u>2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に申請の取下げの報告をするものとする。</u>	<u>（新設）</u>
第8 契約等 <u>都道府県知事及び市町村長は、交付対象事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。</u>	<u>（新設）</u>
第9 交付申請の変更	第7 交付申請の変更

1 都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第2号）を地方農政局長等に提出し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(1) 計画ごとに配分された交付金額を変更しようとするとき（交付金額の増額を伴う変更を含む）

(2) 計画の対象となる地区を新たに追加しようとするとき。

(3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 都道府県知事又は市町村長は、前項に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて農林水産大臣の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前2項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に変更承認の依頼をするものとする。

第10 変更の承認

1 農林水産大臣は、第9第3項による依頼を受け、第9第1項及び第2項の規定により承認する場合、地方農政局長等に通知する。

2 農林水産大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第11 (略) (第9第1項に該当する場合を除く。)

第12 事業遅延の届出

1 都道府県知事及び市町村長は、規則第3条第2号の規定により農林水産大臣の指示を求める場合には、交付対象事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付対象事業の遂行状況を記載した遅延届出書（別記様式第3号）を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越し承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

3 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前2項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に指示内容の依頼をするものとする。

(削る。)

第13 事業遂行状況の報告

1 都道府県知事及び市町村長は、農山漁村地域整備交付金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

1 都道府県知事又は市町村長は、規則第3条第1号イ又はロの規定により農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第2号）正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

(新設)

2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に変更承認の依頼をするものとする。

第8 変更の承認

農林水産大臣は、第7第2項による依頼を受け、規則第3条第1号イ又はロの規定により承認する場合、地方農政局長等に通知する。

(新設)

第9 (略)

第10 事業遂行状況の報告

1 都道府県知事及び市町村長は、規則第3条第2号の規定により農林水産大臣の指示を求める場合には、交付対象事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付対象事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

(新設)

2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に指示内容の依頼をするものとする。

第11 交付申請の取下げ

1 都道府県知事及び市町村長は、交付申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に取下げ理由を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に申請の取下げの報告をするものとする。

第12 事業遂行状況報告書の提出期限

1 都道府県知事及び市町村長は、農山漁村地域整備交付金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、農林水産省農村振興局長が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事又は市町村長が農山漁村地域整備交付金について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を地方農政局長等に行っている場合には、前項の規定による報告を省略することができる。

3 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から第1項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に遂行状況の報告をするものとする。

第14 概算払

1 都道府県知事又は市町村長は、農山漁村地域整備交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を大臣官房予算課経理調査官に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 都道府県知事又は市町村長は、概算払により間接交付対象事業に係る農山漁村地域整備交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた農山漁村地域整備交付金の額を遅滞なく間接交付対象事業者に交付しなければならない。

第15 実績報告

1 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事又は市町村長は、交付対象事業が完了したとき（第9第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 都道府県知事及び市町村長は、農山漁村地域整備交付金の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前2項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に実績報告の報告をするものとする。

4 第4第3項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事又は市町村長は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第4第3項ただし書に該当した各事業実施主体について農山漁村地域整備交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

5 第4第3項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事又は市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により農山漁村地域整備交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第16 交付金の額の確定

1 農林水産大臣は、第15第3項の規定による報告を受け適正化法第15条の規定により額を確定する場合、地方農政局長等に通知する。

(新設)

2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に遂行状況の報告をするものとする。

(新設)

第13 実績報告

1 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第4号のとおりとし、都道府県知事又は市町村長は、交付対象事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

(新設)

2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に実績報告の報告をするものとする。

3 第4第3項ただし書きの規定により交付の申請をした都道府県知事又は市町村長は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第4第3項ただし書きに該当した各事業実施主体について農山漁村地域整備交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第3項ただし書きの規定により交付の申請をした都道府県及び市町村は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により農山漁村地域整備交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第14 交付金の額の確定

農林水産大臣は、第13第2項の規定による報告を受け適正化法第15条の規定により額を確定する場合、地方農政局長等に通知する。

2 農林水産大臣は、都道府県及び市町村に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

(新設)

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は、90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(新設)

第17 交付金の額の再確定

1 都道府県知事及び市町村長は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、農山漁村地域整備交付金に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により農山漁村地域整備交付金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。

(新設)

2 農林水産大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第16第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

第18 交付決定の取り消し等

1 農林水産大臣は、第9第1項第3号の規定による交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(新設)

(1) 都道府県及び市町村が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県及び市町村が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県及び市町村が、交付対象事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合

(4) 間接交付対象事業者が、間接交付対象事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接交付対象事業者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 農林水産大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 農林水産大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

第19 (略)

第15 (略)

第20 財産の管理等

- 1 都道府県知事及び市町村長は、交付事業対象経費（交付対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第21 財産の処分の制限

- 1 取得財産等のうち施行令第13条第4号の農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 都道府県知事及び市町村長は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等（ただし、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設、漁業集落環境整備施設、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する海岸保全施設及び海岸環境整備事業で整備する各施設のうち漁港に係るものにあつては、農林水産大臣。）の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分によりより得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

第22 残存物件の処理

都道府県知事及び市町村長は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を農林水産大臣に報告しその指示を受けなければならない。

第23 関係書類の保管

- 1 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号別紙8の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 2 前項及び第24に基づき整備保管すべき帳簿、証拠書類又は証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により整備保管が可能なのは、電磁的記録によることができる。

第24 交付金調書

都道府県及び市町村は、当該交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による交付金調書を作成しておかなければならない。

第25 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件

- 1 都道府県及び市町村は間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第8、

(新設)

第21 財産の管理

施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、それぞれ一件の取得価格50万円以上のものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第17 関係書類の保管

規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別紙8の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(新設)

(新設)

第18 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件

都道府県及び市町村は間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱の規

第9、第11から第13、第15、第17、第18、第20、第22から第24までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、施行令、規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに一件の取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県又は市町村の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、間接交付対象事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県又は市町村による間接補助金の交付の決定をもって都道府県又は市町村の承認を受けたものとする。
- ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
- イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- (3) 前号による都道府県又は市町村の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県又は市町村に納付させることがあること。
- (4) 取得財産等のうち第2号に定めるものについて、第2号に定める期間中、別記様式第6号別紙8の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。
- 2 都道府県及び市町村は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、前項に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接交付対象事業者は、間接交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。
ただし、間接交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 間接交付対象事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 都道府県及び市町村は、間接交付対象事業者が間接交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 都道府県及び市町村は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第6号による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
- 5 都道府県及び市町村は、第1項第3号により間接交付対象事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

定に準ずる条件を付さなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

また、都道府県及び市町村は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付対象事業者は、間接交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。
ただし、間接交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接交付対象事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式第6号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(新設)

(新設)

(新設)

6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

7 都道府県及び市町村は、間接交付対象事業に関して、間接交付対象事業者から農山漁村地域整備交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(別表)

交付対象事業		国費率	摘要
事業名	区分		
実施要領別紙1-1の第2の1. 農地整備事業	経営体 育成型	1 (略) 2 <u>次に掲げる地域又は地帯において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%</u>	
		(1) <u>離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）</u>	

(新設)

(新設)

(別表)

交付対象事業		国費率	摘要
事業名	区分		
実施要領別紙1-1の第2の1. 農地整備事業	経営体 育成型	1 (略) 2 <u>離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村と見なされる区域を含む。）を含む。）をいう。以下同じ。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）、急傾斜地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地域を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年度法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域という。以下同じ。）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%</u>	
		<u>（新設）</u>	

第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。)

(2) 特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)

(3) 振興山村の地域(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)

(4) 半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)

(5) 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同法第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特定市町村」という。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特別特定市町村」という。)を含む。)をいう。以下同じ。)

(6) 特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。)

(7) 急傾斜地帯(受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地域を除く。)をいう。以下同じ。)

(8) 指定棚田地域(棚田地域振興法(令和元年度法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。以下同じ。)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

		3・4 (略)	
	耕作放棄地型 (実施要領別紙1-1運用1別表1区分の欄の4の(2)の耕作放棄地解消支援事業及び(5)の耕作放棄地活用推進事業を除く。)	1 (略) 2 離島、特別豪雪地帯、 振興山村の地域 、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3・4 (略)	
実施要領別紙1-1の第2の2. 農業基盤整備促進事業	実施要領別紙2別表1区分の欄の1の定率助成	1 (略) 2 離島、特別豪雪地帯、 振興山村の地域 、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3・4 (略)	
実施要領別紙1-1の第2の3. 実施計画策定事業	経営体育成促進換地等調整	50% ただし、沖縄県において行うものにあつては、80%、離島、特別豪雪地帯、 振興山村の地域 、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、55%、奄美群島において行うものにあつては、60%	
実施要領別紙2の第2の1. 水利施設等整備事業	地域農業水利施設保全型	1 (略) 2 離島、特別豪雪地帯、 振興山村の地域 、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3・4 (略)	

		3・4 (略)	
	耕作放棄地型 (実施要領別紙1-1運用1別表1区分の欄の4の(2)の耕作放棄地解消支援事業及び(5)の耕作放棄地活用推進事業を除く。)	1 (略) 2 離島、特別豪雪地帯、 振興山村 、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3・4 (略)	
実施要領別紙1-1の第2の2. 農業基盤整備促進事業	実施要領別紙2別表1区分の欄の1の定率助成	1 (略) 2 離島、特別豪雪地帯、 振興山村 、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3・4 (略)	
実施要領別紙1-1の第2の3. 実施計画策定事業	経営体育成促進換地等調整	50% ただし、沖縄県において行うものにあつては、80%、離島、特別豪雪地帯、 振興山村 、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、55%、奄美群島において行うものにあつては、60%	
実施要領別紙2の第2の1. 水利施設等整備事業	地域農業水利施設保全型	1 (略) 2 離島、特別豪雪地帯、 振興山村 、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3・4 (略)	

実施要領別紙2の第2の1. 水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型	担い手育成対策	1・2 (略) 3 離島、特別豪雪地帯、 <u>振興山村の地域</u> 、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、55% (ただし、高度化事業を除く。) 4 (略)	
	担い手支援対策	(略)	
実施要領別紙2の第2の2. 農業水利施設保全合理化事業		1 (略) 2 離島、特別豪雪地帯、 <u>振興山村の地域</u> 、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3 (略)	
実施要領別紙4-1の第2の1. 農村集落基盤再編・整備事業	実施計画策定型	1 (略) 2 経営体育成促進換地等調整50% ただし、離島、 <u>振興山村の地域</u> 、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、55%、奄美群島において行うものにあつては、60%	
実施要領別紙4-1の第2の4. 農道整備事業		1～7 (略) 8 広域農道整備事業のうち、北海道寒冷地畑作営農改善資金通臨時措置法(昭和34年法律第91号)第2条第1項の規定に基づく指定地域において行うものであつて、延長がおおむね10キロメートル(離島、 <u>振興山村の地域</u> 、過疎地域、半島振興対策実施地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、 <u>おおむね5キロメートル</u>)以上のものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、55% 9・10 (略)	
実施要綱第2の1の(2)の①のイの(7)森林整備事業 1 (略) 2 (略)	育成林整備事業	(国の国費率) 1 林道整備(森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設)について (1) 森林造成林道(間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、保安林整備臨時措置法第8条第1項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をい	

実施要領別紙2の第2の1. 水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型	畑地帯担い手育成型	1・2 (略) 3 離島、特別豪雪地帯、 <u>振興山村</u> 、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、55% (ただし、高度化事業を除く。) 4 (略)	
	畑地帯担い手支援型	(略)	
実施要領別紙2の第2の2. 農業水利施設保全合理化事業		1 (略) 2 離島、特別豪雪地帯、 <u>振興山村</u> 、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3 (略)	
実施要領別紙4-1の第2の1. 農村集落基盤再編・整備事業	実施計画策定型	1 (略) 2 経営体育成促進換地等調整50% ただし、離島、 <u>振興山村</u> 、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、55%、奄美群島において行うものにあつては、60%	
実施要領別紙4-1の第2の4. 農道整備事業		1～7 (略) 8 広域農道整備事業のうち、北海道寒冷地畑作営農改善資金通臨時措置法(昭和34年法律第91号)第2条第1項の規定に基づく指定地域(以下「北海道寒冷地域」という。)において行うものであつて、延長がおおむね10キロメートル(離島、 <u>振興山村</u> 、過疎地域、半島振興対策実施地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、55% 9・10 (略)	
実施要綱第2の1の(2)の①のイの(7)森林整備事業 1 (略) 2 (略)	育成林整備事業	(国の国費率) 1 林道整備(森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設)について (1) 森林造成林道(間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、保安林整備臨時措置法第8条第1項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をい	

	<p>う。以下、共生環境整備事業及び機能回復整備事業の項について同じ。)に係るもの</p> <p>事業費(事務雑費、工事雑費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事務に要する経費(以下「市町村等事業推進費」という。)を除いたものをいう。以下同じ。)の50/100</p> <p>ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の<u>過疎地域</u>の市町村及び振興山村の地域、森林組合等(生産森林組合及び森林組合連合会を含む。以下同じ。)が行う北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については事業費の55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の60/100</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の45/100</p> <p>ただし、北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道(<u>過疎法第16条第1項の規定に基づき指定された基幹的な林道をいう。以下同じ。</u>)については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100</p> <p>2・3 (略)</p>			<p>う。以下、共生環境整備事業及び機能回復整備事業の項について同じ。)に係るもの</p> <p>事業費(事務雑費、工事雑費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事務に要する経費(以下「市町村等事業推進費」という。)を除いたものをいう。以下同じ。)の50/100</p> <p>ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の<u>過疎地域</u>(<u>「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)」第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)をいう。以下同じ。</u>)の市町村及び振興山村の地域(<u>「山村振興法」(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村をいう。以下同じ。</u>)、森林組合等(生産森林組合及び森林組合連合会を含む。以下同じ。)が行う北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については事業費の55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の60/100</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の45/100</p> <p>ただし、北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道(<u>「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)」第14条第1項の規定に基づき指定された基幹的な林道をいう。以下同じ。</u>)については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ア)水産物供給基盤整備事業</p>	<p>1 都道府県が行う漁港施設の整備 (1) (略) <u>(削る。)</u></p>		<p>実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ア)水産物供給基盤整備事</p>	<p>1 都道府県が行う漁港施設の整備 (1) (略) <u>(2) 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設(荷さばき所に限る。以下「荷さばき所」とい</u></p>

(削る。)

(2) 北海道において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア～ウ (略)

(削る。)

(削る。)

(3) 離島において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア～ウ (略)

(削る。)

(削る。)

(4) 奄美群島において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア～ウ (略)

(削る。)

(削る。)

2・3 (略)

(削る。)

4 市町村が行う漁港施設の整備に要する経費に対し、都道府県が補助する事業については次のとおりとする。

(1) (略)

(削る。)

(削る。)

(2) 北海道において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア～ウ (略)

(削る。)

(削る。)

(3) 離島において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア～ウ (略)

(削る。)

(削る。)

(4) 奄美群島において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

う。) については、10分の5以内

(3) 漁港浄化施設にあっては、10分の5以内

(4) 北海道において行うものについては、(1)から(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア～ウ (略)

エ 荷さばき所にあっては、10分の5以内

オ 漁港浄化施設にあっては、10分の5以内

(5) 離島において行うものについては、(1)から(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア～ウ (略)

エ 荷さばき所にあっては、10分の5以内

オ 漁港浄化施設にあっては、10分の5以内

(6) 奄美群島において行うものについては、(1)から(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア～ウ (略)

エ 荷さばき所にあっては、10分の5以内

オ 漁港浄化施設にあっては、10分の5以内

2・3 (略)

4 都道府県が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、水産業協同組合が実施する荷さばき所の整備にあっては、2分の1以内

5 市町村が行う漁港施設の整備に要する経費に対し、都道府県が補助する事業については次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 荷さばき所にあっては、10分の5以内

(3) 漁港浄化施設にあっては、10分の5以内

(4) 北海道において行うものについては、(1)から(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア～ウ (略)

エ 荷さばき所にあっては、10分の5以内

オ 漁港浄化施設にあっては、10分の5以内

(5) 離島において行うものについては、(1)から(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア～ウ (略)

エ 荷さばき所にあっては、10分の5以内

オ 漁港浄化施設にあっては、10分の5以内

(6) 奄美群島において行うものについては、(1)から(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	<p>ア～ウ (略) <u>(削る。)</u> <u>(削る。)</u></p> <p><u>5・6</u> (略) <u>(削る。)</u></p> <p><u>7・8</u> (略) <u>(削る。)</u></p> <p><u>9～11</u> (略) <u>(削る。)</u></p> <p><u>12～15</u> (略)</p> <p><u>16</u> 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される避難路その他の避難経路の整備を実施するもの（漁港漁場整備法第三条に規定する輸送施設に限る。）にあつては、1及び<u>4</u>の規定にかかわらず、3分の2以内</p> <p><u>17</u> (略)</p>			<p>ア～ウ (略) <u>エ 荷さばき所にあつては、10分の5以内</u> <u>オ 漁港浄化施設にあつては、10分の5以内</u></p> <p><u>6・7</u> (略)</p> <p><u>8</u> 市町村が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、水産業協同組合が実施する荷さばき所の整備にあつては、2分の1以内</p> <p><u>9・10</u> (略)</p> <p><u>11</u> 都道府県又は市町村が行う漁場公害防止対策事業にあつては、当該事業に要する経費（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和46年政令第325号）第4条の規定による事業費）について公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第3条第1項に定める率（同条第3項で適用する同条第1項の規定による率を含む。）（2分の1以内）とする。</p> <p><u>12～14</u> (略)</p> <p><u>15</u> 都道府県又は市町村が行う漁港公害防止対策事業にあつては、2分の1以内</p> <p><u>16～19</u> (略)</p> <p><u>20</u> 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される避難路その他の避難経路の整備を実施するもの（漁港漁場整備法第三条に規定する輸送施設に限る。）にあつては、1及び<u>5</u>の規定にかかわらず、3分の2以内</p> <p><u>21</u> (略)</p>	
--	---	--	--	---	--

(備考1) 上記の国費率欄中、特定市町村のうち離島、特別豪雪地帯、振興山村の地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、急傾斜地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村以外の区域内において行うものにあつては、令和3年度から令和8年度までの間の国費率を、その実施要綱第3の2による整備計画の受理があつた年度に応じて、それぞれ令和3年度から令和4年度までにあつては55%、令和5年度にあつては54%、令和6年度にあつては53%、令和7年度にあつては52%、令和8年度にあつては51%とする。

(備考2) 上記の国費率欄中、特別特定市町村のうち離島、特別豪雪地帯、振興山村の地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、急傾斜地帯及び指定棚田地域以外の区域内において行うものにあつては、令和3年度から令和9年度までの間の国費率を、その実施要綱第3の2による整備計画の受理があつた年度に応じて、それぞれ令和3年度から令和5年度までにあつては55%、令和6年度にあつては54%、令和7年度にあつては

(新設)

(新設)

53%、令和8年度にあつては52%、令和9年度にあつては51%とする。

別記様式第1号（第4関係）

年度農山漁村地域整備交付金交付申請書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(地方農政局長 経由 (北海道にあつては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事 (又は市町村長) 氏 名

年度において下記のとおり事業を実施したいので農山漁村地域整備交付金交付要綱第4により 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書 (別紙1のとおり)
- 3 地区別経費の配分表 (別紙2のとおり)
- 4 事業の完了予定年月日 年 月 日
- 5 添付書類 都道府県又は市町村の交付金の交付規程又は要綱

別紙1
(略)
予算議決 (又は予算議決予定) 年 月 日

別紙2

別記様式第1号（第4関係）

令和 年度農山漁村地域整備交付金交付申請書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(地方農政局長 経由 (北海道にあつては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事 (又は市町村長) 氏 名 印

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので農山漁村地域整備交付金交付要綱により 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書 (別紙1のとおり)
- 3 地区別経費の配分表 (別紙2のとおり)
- 4 事業の完了予定年月日 年 月 日
- 5 添付書類 都道府県又は市町村の交付金の交付規程又は要綱

別紙1
(略)
予算議決 (又は予算議決予定) 令和 年 月 日

別紙2

がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外は「予算補助」と記入すること。

9 差額の欄には、前年度において第3の3の規定を適用し調整した場合に、その差額を記入すること。

10 海岸保全施設整備事業については、農地海岸、漁港海岸の別を備考欄に記入すること。

11 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

12 総事業費欄等の額の欄には、交付申請額を上段（ ）書き、年度内執行額を中段、翌年度繰越額を下段に記入すること。

別記様式第2号（第9関係）

年度農山漁村地域整備交付金変更承認申請書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(地方農政局長 経由 (北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事 (又は市町村長) 氏 名

年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があった事業の実施について、収支予算等を変更し〔金 円の追加交付 (減額承認) を受け〕たいので農山漁村地域整備交付金交付要綱第9により関係書類を添えて申請する。
[以下略]

別記様式第3号 (第12関係)

年度農山漁村地域整備交付金遅延届出書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(地方農政局長 経由 (北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事 (又は市町村長) 氏 名

年 月 日付け第 号をもって交付金交付決定通知のあった標記事業について、下記の理由により予定の期間内に完了しない〔遂行が困難となった〕ため、農山漁村地域整備交付金交付要綱第12により報告する。

記

1 事業が (予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった) 理由

がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外は「予算補助」と記入すること。
8 差額の欄には、前年度において第3の3の規定を適用し調整した場合に、その差額を記入すること。

9 海岸保全施設整備事業については、農地海岸、漁港海岸の別を備考欄に記入すること。

10 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

11 総事業費欄等の額の欄には、交付申請額を上段（ ）書き、年度内執行額を中段、翌年度繰越額を下段に記入すること。

別記様式第2号 (第7関係)

令和 年度農山漁村地域整備交付金変更承認申請書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(地方農政局長 経由 (北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事 (又は市町村長) 氏 名 印

令和 年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があった事業の実施について、収支予算等を変更し〔金 円の追加交付 (減額承認) を受け〕たいので農山漁村地域整備交付金交付要綱により関係書類を添えて申請する。
[以下略]

(新設)

2 事業の遂行状況

計画名	地区名	関係市町村名	交付対象事業				法律・予算の区分	事業実施期間	事業実施主体	事業の遂行状況				備考
			事業名(1)	事業名(2)	区分(1)	区分(2)				年 月 日までに完了したもの		年 月 日以降に実施するもの		
										金額	出来高	金額	事業完了(予定)年月日	

(注) 1. 括弧内は、該当するものを記載すること。
 2. 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第4号 (第13関係)

年度農山漁村地域整備交付金事業遂行状況報告書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
 (地方農政局長 経由 (北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事 (又は市町村長) 氏 名

年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があった標記事業の遂行状況について農山漁村地域整備交付金交付要綱第13により下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況 (別紙3のとおり)
 - 2 事業着手 年 月 日
 - 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- [以下略]

別記様式第5号 (第14関係)

年度農山漁村地域整備交付金概算払請求書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

別記様式第3号 (第12関係)

令和 年度農山漁村地域整備交付金遂行状況報告書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
 (地方農政局長 経由 (北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事 (又は市町村長) 氏 名 印

令和 年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があった標記事業の遂行状況について農山漁村地域整備交付金交付要綱により下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況 (別紙3のとおり)
 - 2 事業着手 令和 年 月 日
 - 3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- [以下略]

(新設)

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

年 月 日付け第 号をもって交付金交付決定通知のあった標記事業について、農山漁村地域整備交付金交付要綱第14により、概算払の請求をしたいので、下記により円を概算払によって交付されたく請求する。

記

年 月 日現在

区分	事業費	国費(A)	国費中9割相当額	既受領額(B)		今回請求額(C)		残額(D)=A-B-C		事業完了(予定)年月日	備考
				金額	出来高	金額	3月31日迄予定出来高	金額	年3月31日迄予定出来高		
	円	円	円	円	%	円	%	円	%		

- (注) 1. 本請求書の最終請求日のみ、備考欄に不用見込額及び繰越見込額を記載すること。
2. 本請求書の提出時に直近の交付決定時から流用等により事業費及び国費の変更が生じていた場合は、整合を確認するため参考資料として交付要綱別紙1及び2を添付すること。
3. 本請求書は、円単位で記載すること。

別記様式第6号（第15第1項関係）

年度農山漁村地域整備交付金実績報告書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(地方農政局長 経由（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由）)

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があったこのことについて、下記のとおり事業を実施したので農山漁村地域整備交付金交付要綱第15第1項により報告する。
(なお、併せて精算額 円の交付を申請する。)

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算（別紙4及び5のとおり）
- 3 事業の成果（別紙6及び7のとおり）
- 4 事業の完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること。

[以下略]

別記様式第7号（第15第2項関係）

別記様式第4号（第13関係）

令和 年度農山漁村地域整備交付金実績報告書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(地方農政局長 経由（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由）)

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名 印

令和 年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があったこのことについて、下記のとおり事業を実施したので農山漁村地域整備交付金交付要綱により報告する。
(なお、併せて精算額 円の交付を申請する。)

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算（別紙4及び5のとおり）
- 3 事業の成果（別紙6及び7のとおり）
- 4 事業の完了年月日 令和 年 月 日
- 5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること。

[以下略]

(新設)

切申し立てません。

(注1) ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局を含む。

(注3) 「指定停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

(注4) 間接補助事業者に対する申立ての場合であつて、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

切申し立てません。

(注1) ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局を含む。

(注3) 「指定停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

附 則

1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

2 この通知による改正後の別記様式については、令和3年度当初予算以降の予算に係る国の交付について適用する。